

令和6年度 償却資産（固定資産税）申告の手引 志木市

一目 次一

I 償却資産の申告について	ページ	III 償却資産の評価について	ページ
1 申告していただく方	1	1 償却資産の評価と課税について	8-9
2 提出する書類	1	IV その他	
3 電子申告による申告データ等の提出	2	1 非課税及び課税標準の特例とされる資産について	9
4 申告書提出期限	2	2 虚偽の申告及び不申告について	10
5 申告書提出先	2	3 実地調査のお願い	10
II 償却資産のあらまし		4 減価残存率一覧表	10
1 償却資産の範囲について	3	V 儗却資産Q&A	11
2 儗却資産の主な種類について	4	VI 申告書記入例	12-13
3 業種別の主な償却資産について	4-5		
4 建築設備の家屋と償却資産との区分について	5-6		
5 リース資産と納税義務者について	6-7		
6 国税の取扱いとの比較について	7		
7 取得価額における消費税の取扱いについて	8		

**提出期限
提出先**

**令和6年1月31日（水）
志木市役所 課税課 資産税グループ**

〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号

TEL 048(473)1111(代表)

FAX 048(474)4462

※郵便、窓口、eLTAX（エルタックス）で受け付けております。

I 償却資産の申告について

1 申告していただく方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸し付けなど、事業を行っている会社や個人の方で、毎年1月1日現在において償却資産を所有されている方です。

地方税法第383条(固定資産の申告)の規定により、毎年1月31日までに所在地の市町村長に申告する義務があります。

2 提出する書類

一般方式…前年中の増加または減少した資産を申告いただく方式です。評価額等の計算は志木市で行います。前年中に資産の増加または減少がない場合でも、申告が必要です。

		申告書	種類別明細書 (増加・全資産)	種類別明細書 (減少)	備考
初めて 申告する 方	資産所有	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (全資産)		
	資産なし	<input type="radio"/>			申告書中の「18備考(添付書類等)」に「該当なし」と記載
前年度ま でに申告 している方	①取得・移動による受け 入れ・未申告資産がある 場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	②売却・滅失・移動・修 正	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	上記①と②がある場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	増減なし	<input type="radio"/>			申告書中の「18備考(添付書類等)」に「増減なし」と記載
	廃業・解散・転出	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	申告書中の「18備考(添付書類等)」に廃業等の日付を記載
	電子申告をしている方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (全資産)	<input type="radio"/> (減少がある場合)	

電算処理方式…全ての資産について評価額等を計算したうえで申告していただく方式です。

初めて申告する方 及び 前年度ま でに申告 している 方	申告書	種類別明細書(増加資産・全資産用)
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	①全国統一様式(第26号様式)により、記載事項の全てを記載してください。 ②所有者コード、評価額(ホ)欄、決定価格(ヘ)欄及び課税標準額(ト)欄について、必ず記載してください。	①必ず全資産を申告してください。(資産の種類ごとに合計額を記載してください。) ②前年中の増加・減少資産も、資産の種類ごとに区分して申告してください。 ③全資産について、評価額を記載してください。 ④課税標準の特例の適用がある場合には、その特例の率及び課税標準額を記載してください。 ⑤評価額の最低限度額は、取得価額の5/100に相当する額です。

3 電子申告による申告データ等の提出

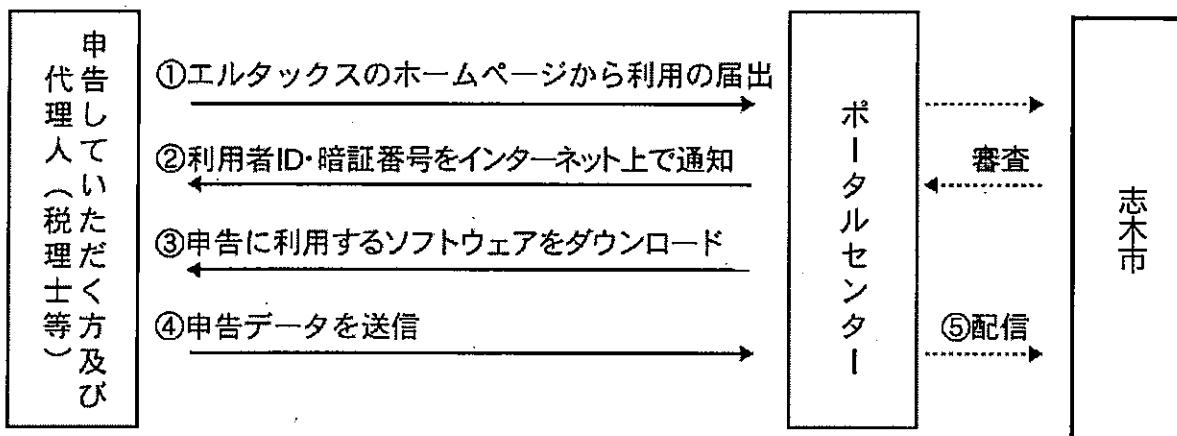
eLTAX(地方税ポータルシステム)により、所定の手続きに従って、申告データを送信していただく方法です。

送信された申告データは、ポータルセンターを通じて志木市役所へ配信されます。

電子申告を行う場合は、電子証明等を取得されたうえで eLTAX のホームページから利用の届け出を行う必要があります。

申告データ等の作成に係る具体的な操作方法は、eLTAX ヘルプデスクにお問い合わせいただくか、eLTAX ホームページをご覧ください。

◎eLTAX による申告の流れ



地方税共同機構

・eLTAX ヘルプデスク 電話 0570-081459(土・日・祝日・年末年始を除く午前9時から午後5時まで)

上記の番号でつながらない場合は、03-5521-0019

・eLTAX ホームページアドレス <https://www.eltax.lta.go.jp/>

4 申告書提出期限

令和6年1月31日(水)

受付開始は、令和6年1月4日(木)になります。

期限近くになりますと、窓口が混雑いたしますので、1月19日(金)までにご提出くださいますようご協力をお願いします。

※申告書の控えに受付印の押印を必要とする方で、郵送により提出される場合は、

切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

5 申告書提出先

提出先・問合せ先 志木市役所 課税課資産税グループ

〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号

TEL 048(473)1111(代表) 内線 2043 2044

FAX 048(474)4462

II 償却資産のあらまし

1 償却資産の範囲について

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。)をいいます。

なお、「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合等においても、償却資産に該当することになります。

(1) 次のような資産でも事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

- ① 築外資産(償却済資産を含む)
- ② 建設仮勘定で経理されている資産
- ③ 耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産
- ④ 遊休資産(いつでも稼動できる状態にある資産)
- ⑤ 未稼動資産(未だに稼動していないが、すでに完成している資産)
- ⑥ 決算期以後1月1日までの間に取得され、まだ固定資産勘定に計上されていない資産)

(2) 少額の減価償却資産の取扱い

債却方法	取得価額	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
		申告対象外			
①	一時損金算入※1	申告対象外			
②	3年一括償却※2		申告対象外		
③	リース資産 (ファイナンスリース)		申告対象外		申告対象
④	中小企業特例※3			申告対象	
⑤	個別減価償却※4			申告対象	

※1 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

※2 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

※3 租税特別措置法第28条の2又は第67条の5

※4 所得税法施行令第138条(個人の方が平成11年1月1日以降に取得した10万円未満の資産は、すべて必要経費となるため、個人の場合は申告対象外です。)

(3) 申告の対象とならないもの

- ① 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- ② 無形減価償却資産(特許権・営業権・商標権・ソフトウェア等)
- ③ 繰延資産(開業費・試験研究費等)
- ④ 棚卸資産(貯蔵品・商品等)
- ⑤ 書画・骨とう(ただし、複製のようなもので装飾的な目的にのみ使用しているものは申告対象です。)
- ⑥ 生物(ただし、観賞用・興行用等の生物は申告対象です。)
- ⑦ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの。(平成20年4月1日以後契約分)

2 償却資産の主な種類について

資産の種類		細目(例)	
第1種	構築物	土木に定着した 土木設備	広告塔、門、外灯、構内舗装(駐車場の舗装路面も含む)、煙突、緑化施設等
	建物附属設備	建物附属設備	変電設備、蓄電池電源設備、建物から独立した諸設備等 *詳しくは5、6ページ【4 建築設備の家屋と償却資産との区分について】をご参照ください。
		建物の所有者と異なる者 (テナント等)が施工した設備	店舗内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備等
第2種	機械及び装置	製造機械設備	電気機器製造設備、食品加工設備、金属製品製造設備、その他物品製造・加工・修理等に使用する機械及び装置等
		土木建設機械	建設機械に該当する大型特殊自動車(ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「0」、「00」~「09」、「000~099」のもの。)ブルドーザー、パワーショベル等
		工作機械	旋盤、フライス盤、ボール盤等
		搬送設備	クレーン、コンベア等
		その他設備	ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、洗車業用設備、機械式駐車設備等
第3種	船 舶	モーターボート等	
第4種	航空機	ヘリコプター等	
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車のうち建設機械以外のもの(ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「9」、「90」~「99」、「900~999」のもの。)、構内運搬車等	
第6種	工具器具及び備品等	机、いす、キャビネット、金庫、電子計算機、陳列ケース、複写機、看板、医療機器、理容又は美容機器、冷暖房用機器、娯楽用器具、厨房用品、切削工具、測定工具等	

3 業種別の主な償却資産について

業種	申告対象となる主な償却資産の例
各業種共通	受変電設備(15)、舗装路面(10又は15)、電気引込(15)、屋外のガス・上下水道の埋設管(15)、看板(10)、LAN配線(10)、パソコン(4)、プリンター(5)、コピー機(5)、ルームエアコン(6)、レジスター(5)、テレビ(5)

事務所	サーバー(5)、タイムレコーダー(5)、事務机(15)、事務いす(15)、応接セット(8)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、金庫(20)
飲食店・喫茶店	食卓(5)、いす(5)、厨房設備(5)、カラオケ機器(5)、冷蔵庫(6)、冷凍庫(6)、看板(ネオンサイン)(3)

理容業・美容業	理容・美容いす(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、サインポール(3)、湯沸かし器(6)
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、乾燥機(13)、プレス機(13)、ビニール包装設備、給排水設備(15)
小売店	陳列ケース(6又は8)、冷蔵庫(6)、冷蔵ストッカー(電気式以外)(4)、自動販売機(5)
食肉鮮魚販売業	冷凍機(9)、肉切断機(9)、挽肉機(9)、冷蔵庫(6)、電子秤(5)、陳列ケース(6又は8)
自動車整備業	旋盤(15)、プレス(15)、圧縮機(15)、測定工具(5)、検査工具(5)
金属加工業	旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10)、圧縮機(10)、測定工具(5)、検査工具(5)
医院・歯科医院	レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診療用ユニット(7)
不動産貸付業 (駐車場業)	立体駐車装置のターンテーブル及び機器部分(10)、金属造の塀(10)、コンクリート造の塀(15)、周囲のフェンス(10)、側溝(15)、外灯(10)、植栽・花壇(20)、物置(10)、太陽光発電設備(17)
農業	果樹棚(14)、ビニールハウス(14)、農機具(トラクター(7)等)

※詳細については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」をご参照ください。

4 建築設備の家屋と償却資産との区分について

固定資産税における取扱いでは、家屋に施した建築設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ構造上家屋と一体となり、家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として評価しますが、それ以外(構造的に簡単に取り外しが可能なものの等)については償却資産として取り扱われます。ただし、家屋に含める資産であっても、テナント等が取り付けた家屋の附帯設備(特定附帯設備)は、償却資産としてテナント等が申告をする必要があります。

附帯設備(建築設備)の家屋と償却資産の区分について

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合	異なる場合	家屋	償却資産	家屋
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○				○
	間仕切り	容易に取り外せないもの	○				○
		つい立て程度のもの		○			○
電気設備	受変電設備	設備一式		○			○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○			○
	中央監視設備	設備一式		○			○
	電灯コンセント設備	屋外設備一式		○			○
	照明器具設備	屋内設備一式	○				○
	電力引込設備	引込工事		○			○
	電力配線設備	特定の生産又は業務用設備		○			○
		上記以外の設備	○				○
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○			○
		配管・配線、端子盤等	○				○
放送・拡声設備	L A N 設備	設備一式		○			○
	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			○			○
				○			○
	配管・配線等		○				○
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等	○				○
監視カメラ (I T V) 設備	受像機(テレビ)、カメラ			○			○
	配管・配線等		○				○

	避雷設備	設備一式	○		○
	火災報知設備	設備一式	○		○
	盗難非常通報装置	設備一式	○		○
給排水 衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備	○	○	○
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○		○
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）	○	○	○
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）	○		○
	ガス設備	中央式給湯設備	○		○
		屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備	○	○	○
	衛生設備	屋内の配管等	○		○
		設備一式（洗面器、大小便器等）	○		○
	消化設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等	○	○	○
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○		○
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛け型）、特定の生産又は業務用設備	○	○	○
		上記以外の設備（家屋と一体となっている設備）	○		○
	換気設備	特定の生産又は業務用設備	○	○	○
		上記以外の設備	○		○
その他の 設備等	自動車管制装置	設備一式	○		○
	駐車場設備	機械式駐車設備（ターンテーブル含む）、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラッパーゲート等	○	○	○
	運搬設備	工場用ベルトコンベア	○	○	○
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○		○
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮、病院、社員食堂等の厨房設備	○	○	○
		上記以外の設備	○		○
		洗濯設備、冷蔵、冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等	○	○	○
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）	○	○	○

5 リース資産と納税義務者について

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業をしている方に申告していただく場合があります。大きく分類すると、リース資産の契約に応じて次のように申告していただきます。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸借契約によるリース資産 (所有権移転外ファイナンス・リースなど)	× (申告不要)	○ (資産の所在する市へ申告)
売買にあたるようなリース資産	○ (自己の資産として申告必要)	× (申告不要)

※平成19年度の税制改正により平成20年4月1日以降に締結した所有権移転外ファイナンス・リースについては、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されていますが、固定資産税（償却資産）においては、従前のとおり所有者である賃貸人（リース会社等）が申告する必要があります。

※「売買にあたるようなリース」とは、ファイナンス・リースのうちリース期間経過後にその資産を無償または名目的な対価によって譲渡、または無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のリース取引です。

※割賦販売により購入した資産は、所有権が売主に留保されている場合(所有権留保付売買)においても、原則として買主の方が申告することになります。

※平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価格が20万円未満のものは申告対象外です。

6 国税の取扱いとの比較について

償却資産に対する課税について、国税の取扱いと比較すると次のとおりです。

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年(賦課期日制度)
減価償却の方法	定率法、定額法の選択制度 【定率法の場合】 <ul style="list-style-type: none">・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法(200%定率法)」を適用・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法(250%定率法)」を適用・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用	一般の資産は定率法 (減価残存率は10ページの表を使用します)
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	認められます	認められません ※1
特別償却、割増償却	認められます	認められません
増加償却	認められます	認められます
耐用年数の短縮 ※2	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額(1円)まで	取得価額の5/100
改良費の評価方法	原則として区分評価	区分評価
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満か取得価額が20万円未満の資産)	損金算入が可能	損金算入したものは課税対象外 (本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象)
一括償却資産 (取得価格が20万円未満の減価償却資産)	3年間で損金算入が可能	損金算入したものは課税対象外 (本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象)
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例制度 (租税特別措置法)	損金算入が可能	認められません

※1 圧縮記帳の制度は認められていないので、国庫補助金等で取得した資産で取得価格の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

※2 耐用年数の短縮とは、減価償却資産について、法令で定められた短縮事由のいずれかの事由によって、その資産の実際の使用可能期間がその資産の法定耐用年数に比べて著しく短くなる場合、あらかじめ納税地を所轄する国税局長の承認を受けることにより、その資産の使用可能期間を耐用年数として、早期に償却することが出来る制度のことです。

7 取得価額における消費税の取扱いについて

償却資産の取得価額は、原則として国税の取扱いの例によって算定します。

したがって次の表のとおり取扱うことになります。

事業者の区分	法人税又は所得税における固定資産の取得に係る取引の経理方式	償却資産の取得価額における消費税の取扱い
免税事業者	税込 経理方式	取得価額に含める
課税事業者	税抜 経理方式	取得価額に含めない
	税込 経理方式	取得価額に含める

III 償却資産の評価について

1 償却資産の評価と課税について

(1) 納税義務者

賦課期日(毎年1月1日)現在における償却資産の所有者が、納税義務者となります。

(2) 価格の決定

固定資産評価基準により、課税対象の全償却資産一品ごとに取得価額を基礎として取得後の経過年数・耐用年数に応じて定率法による減価償却計算をし、「評価額」を算出し価格を決定します。

評価額の計算方法

前年中に取得した資産	取得価額 × 前年中取得のものの減価残存率
前年前に取得した資産	前年度評価額 × 前年前取得のものの減価残存率

* _____ は、小数点第4位を四捨五入 * 減価残存率については 10 ページの表を使用します。

◎次年度以降の算出方法

次年度以降は、前年度評価額に減価率を乗じて得た額を控除して計算します。

2年目・3年目…と計算して得た評価額が取得価額の5／100に相当する額を下回る場合には、取得価額の5／100に相当する額を評価額とします。

計算例

[評価額の算出方法](概算)

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価 残存率	令和 6 年度 評価額	合計
ルームエアコン	令 5.11	100,000 円	6 年	0.840	100,000 円 × 0.840 = 84,000 円	
看板 (ネオンサイン)	令 5.2	1,600,000 円	3 年	0.732	1,600,000 円 × 0.732 = 1,171,200 円	1,255,200 円

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価 残存率	令和6年度 評価額	合計
舗装路面 (コンクリート敷)	令 5.9	2,700,000 円	15 年	0.929	2,700,000 円 × 0.929 = 2,508,300 円	
ルームエアコン	令 4.11	100,000 円	6 年	0.681	84,000 円 × 0.681 = 57,204 円	3,108,940 円
看板 (ネオンサイン)	令 4.2	1,600,000 円	3 年	0.464	1,171,200 円 × 0.464 = 543,436 円	

(3)税額の計算方法

$$\boxed{\text{課税標準額(1000円未満切り捨て)※}} \times \boxed{\text{税率(1.4%)}} = \boxed{\text{税額(100円未満切り捨て)}}$$

※ 課税標準額とは志木市内に所在する資産の価格(課税標準の特例が適用される場合は、決定価格に特例率を乗じたもの)の合計です。

(4)免税点

課税標準となるべき額が、150万円に満たない場合は課税されません。

ただし、申告書の提出は必要です。

なお、免税点の判定は、資産の所在する市町村ごとに行います。

(5)納期

年税額は4回に分けて納めていただくことができます。令和6年度は5月・7月・12月・2月を予定していますが、具体的な納期については令和6年度固定資産税納税通知書等でお知らせします。

なお、市税の納付については、指定された金融機関の口座から振替納付する大変便利な「口座振替」をご利用いただけます。

IV その他

1 非課税及び課税標準の特例とされる資産について

一定の要件を満たす償却資産は、地方税法第348条の規定により、非課税となるものがあります。また、地方税法第349条の3及び附則第15条の規定等による課税標準の特例制度があります。

特例適用を受ける資産がある場合には、第26号様式別表1《種類別明細書(増加資産・全資産用)》の摘要欄に適用法令・条項を記入するとともに、確認できる書類を添付してください。

2 虚偽の申告及び不申告について

申告すべき事項について、正当な事由がなく申告しなかった場合には、地方税法第386条及び志木市税条例第75条の規定により過料を科せられることがあります。

また、申告すべき事項について虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により50万円以下の罰金等を科せられることがありますので、ご注意ください。

なお、申告漏れ等の場合、申告していただいた年度だけでなく、資産を取得された年の翌年度まで遡及課税(最大5年間)となりますので、ご注意ください。

3 実地調査のお願い

地方税法第408条に基づいて、実地調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

また、この実地調査に伴って修正申告をお願いすることがあります。その場合の課税年度は、現年度だけでなく、過年度(最大5年間)に遡及することもありますのであらかじめご承知おきください。

4 減価残存率一覧表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの
2	0.658	0.316	21	0.948	0.896	41	0.972	0.945
3	0.732	0.464	22	0.950	0.901	42	0.973	0.947
4	0.781	0.562	23	0.952	0.905	43	0.974	0.948
5	0.815	0.631	24	0.954	0.908	44	0.974	0.949
6	0.840	0.681	25	0.956	0.912	45	0.975	0.950
7	0.860	0.720	26	0.957	0.915	46	0.975	0.951
8	0.875	0.750	27	0.959	0.918	47	0.976	0.952
9	0.887	0.774	28	0.960	0.921	48	0.976	0.953
10	0.897	0.794	29	0.962	0.924	49	0.977	0.954
11	0.905	0.811	30	0.963	0.926	50	0.977	0.955
12	0.912	0.825	31	0.964	0.928	51	0.978	0.956
13	0.919	0.838	32	0.965	0.931	52	0.978	0.957
14	0.924	0.848	33	0.966	0.933	53	0.978	0.957
15	0.929	0.858	34	0.967	0.934	54	0.979	0.958
16	0.933	0.866	35	0.968	0.936	55	0.979	0.959
17	0.936	0.873	36	0.969	0.938	56	0.980	0.960
18	0.940	0.880	37	0.970	0.940	57	0.980	0.960
19	0.943	0.886	38	0.970	0.941	58	0.980	0.961
20	0.945	0.891	39	0.971	0.943	59	0.981	0.962
			40	0.972	0.944	60	0.981	0.962

V 償却資産 Q & A

1 遊休資産、未稼動資産

Q 償却資産の要件の一つとして「事業の用に供することができる資産」とありますか？

A 「事業の用に供することができる資産」であるということは、現に事業の用に供されている資産が含まれることはもちろんのこと、事業の用に供する目的をもって所有され、それが事業の用に供することができる状態にあるものも含まれますので、一時的に稼動を停止している遊休資産であっても、いつでも稼動できる状態にあれば、固定資産税の課税対象となります。

2 償却済資産

Q 耐用年数を経過し、減価償却可能限度額まで減価償却が終わった減価償却資産も、固定資産税の課税対象である償却資産に該当しますか？

A 耐用年数が経過し償却済となった資産でも、現に事業の用に供することができる状態にあれば、固定資産税の課税対象となります。なお、評価額の最低限度は取得価額の5%となります。

3 大型特殊自動車

Q 固定資産税の課税対象となる大型特殊自動車の範囲は？

A 固定資産税の課税対象となる大型特殊自動車は、ショベルカー、※フォークリフト(軽自動車税の対象となるものを除く)、除雪車、モータークレーダー等があり、ナンバープレートを取得している場合、自動車登録番号の区分では、「0、00～09、000～099」及び「9、90～99、900～999」が該当します。

※ 大型特殊自動車と小型特殊自動車(軽自動車税の課税対象)の区別

下記の要件を一つでも満たす場合は、大型特殊自動車になります。

- (1)自動車の長さが4.7mを超えるもの (2)自動車の幅が1.7mを超えるもの
- (3)自動車の高さが2.8mを超えるもの (4)最高速度が15km/hを超えるもの

農耕作業用自動車については長さ・高さ・総排気量の基準ではなく最高速度が35km/h以上のもの

なお、小型特殊自動車に該当する場合、軽自動車税の課税対象となりますので、固定資産税の課税対象とはなりません。(自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産については固定資産税の課税対象とはなりません。)

4 家庭用にも使用する備品類

Q 同一の備品(テレビ、ビデオ、ソファー等)を事業用にも家庭用にも使用している場合、これらの備品類に対して固定資産税は課税されますか？

A ご質問の備品は「事業の用に供することができる資産」ということができるため、事業用と家庭用の使用の割合に関係なく償却資産に該当し、固定資産税が課税されます。

しかし、自転車および荷車については、小売店等で事業用にも家庭用にも使用しているような場合、原則として非事業用の資産として取扱い、固定資産税は課税されません。

5 従業員の福利厚生の用に供する資産

Q 会社の社宅のような福利厚生施設の設備・備品に対して固定資産税は課税されますか？

A 固定資産税の課税対象である償却資産は、事業者がその本来の業務として行っている事業に直接使用することができる資産に限定されるものではありません。事業者がその事業に直接的であると間接的であると問わず使用することができる資産はすべて償却資産に該当します。

したがって、事業者が従業員の利用に供するために設置している社宅、医療施設、食堂施設、娯楽施設等の福利厚生施設にかかる設備・備品についても、間接的にその事業の用に供するものであると認められるため、償却資産に該当し固定資産税が課税されます。

提出前に次の確認をお願いします。

各項目を確認の上、左のチェック欄に✓点を入れてください。

- 令和6年1月1日現在、事業の用に供することができる資産ですか。
- 決算終了後から1月1日までに取得した資産も申告に含めていますか。
- 耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の資産ですか。 (※)
(※ 取得価額20万円未満で、3年間で一括償却するものを除きます。ただし、法人の場合は取得価額が10万円未満のものでも個別に減価償却しているものは、申告対象となります。)
- 「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の特例制度」により、30万円未満の減価償却資産(合計300万円まで)を必要経費又は全額損金算入した資産を含めていますか。
- 種類別明細書(資産名称、種類、数量、取得年月、取得価額、耐用年数)に計算誤り等はないですか。
- 全資産申告であっても種類別明細書を添付していますか。
- 屋号、連絡先、担当者名、税理士名等の記入もれはないですか。
- 志木市内に存在する資産ですか。
- 家屋部分の申告が含まれていませんか。
- 申告もれ等による過年度の修正申告が必要ではないですか。
- 去年の申告と前年度の価額は合っていますか。
- リース資産は貸している業者名の記入がありますか。
- 建設仮勘定で経理されている業種で、その一部又は全部が1月1日現在で事業の用に供している資産も含めていますか。
- 篠外資産も含めていますか。
- 貸付事業の用に供している資産も含めていますか。
- 耐用年数を経過し、法定の減価償却を終えた資産であっても、事業の用に供している資産は申告に含めていますか。
- 社宅用、宿舎用等の償却資産で減価償却できる資産も含めていますか。
- 遊休・未稼働資産であっても事業の用に供することができる状態の資産を含めていますか。
- 傷却資産の価値を高める費用は、改良費として別に申告していますか。
- テナント入居者が取り付けた建物附属設備は、入居者が傷却資産の申告をしていますか。
- 大型特殊自動車も申告に含めていますか。
- 無形固定資産(電話加入権、ソフトウェア等)、観賞用を除いた動物や果樹その他の生物、自動車税、軽自動車税の対象となる自動車等は申告から外してありますか。
- 申告書の控えに受付印の押印を必要とする方で、郵送により提出される場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封しましたか。